

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和6年11月12日 午前 8時58分 開 議

出席委員

委員長 久松 公生
副委員長 設楽 健夫
委員 小倉 博
委員 服部 栄一

欠席委員

委員 櫻井 繁行

委員外議員

なし

出席説明者

市民部長 廣原 正則
保健福祉部長 羽成 英明
保健福祉部理事 川原場 宗徳
教育部長 加藤 洋一
環境保全課長 山口 由晃
社会福祉課長 山口 浩史
介護長寿課長 越渡 貴之
子育て支援課長 関 克明
健康増進課長 渡邊 有美
生涯学習課長 乾 文彦
子育て支援課副参事 山本 好徳

出席書記名

議会総務課 主幹 川原場 智

議 事 日 程

令和6年11月12日（火曜日）午前 8時58分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) かすみがうら市環境保全推進員の 신설について
- (2) かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて
- (3) かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理について
- (4) 手話言語条例（案）制定に伴う意見公募について
- (5) 障害福祉サービス事業費及び障害児給付事業について
- (6) 地域包括支援センターの運営委託について
- (7) かすみがうら市こども計画（仮称）策定に伴う意見公募の実施について
- (8) 放課後児童支援員等処遇改善事業の未払いについて
- (9) 市立やまゆり保育所民営化に伴う進捗について
- (10) かすみがうらウェルネスプラザ指定管理について
- (11) 富士見塚古墳公園展示施設の廃止について
- (12) 歴史博物館協議会委員の推薦について
- (13) 市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会委員の選任について
- (14) その他

3. 閉 会

開 議 午前 8時58分

○久松公生委員長

それでは、皆さん、おはようございます。

定刻より少し早いんですが、始めさせていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は3名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会総務課、川原場主幹を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

ここで、委員各位に申し上げます。

当初の招集通知にありました介護保険特別会計の現況について及び市立図書館の閉館時間変更については、執行部の申出により取り下げられております。

この件につきましては、それぞれの担当部局である介護長寿課及び生涯学習課に係るもう一方の案件を議題とした際に、担当部局から改めて報告がありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、本日の日程事項に入ります。

初めに、（1）かすみがうら市環境保全推進員の 신설についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民部長（廣原正則君）

1番の件につきましては、環境保全課、山口課長から説明をさせていただきます。

○環境保全課長（山口由晃君）

環境保全課の山口です。

まず、環境保全推進員の新設について説明をさせていただきます。

まず、内容ですが、表が、今、出ているかと思うんですけれども、現在の環境保全課が所管する現行の委員につきましては、上から環境保全監視員という警察OBの会計年度任用職員と、計画を策定する際の諮問機関である2番、3番の環境審議会と廃棄物減量等推進審議会委員のほか、一般市民を対象とした、その下4番からですけれども、環境美化委員、水質監視員、廃棄物不法投棄監視員、ごみ減量推進会議委員という制度があります。

現在の課題といたしまして、この青い枠の4つの委員を統合するわけですけれども、細かいセクションごとに活動分野が分かれており、委員ごとに活動を促進することが困難であるため、活動内容を見直すために統合するものでございます。

次のページをご覧ください。

今度の新たな案といたしまして、委員の活動内容につきまして、先ほどの4つの委員を、環境保全全体の状況を網羅的にご理解いただいた上で、主に市への通報活動を主なものとして委員へ改正するものでございます。

これまでの4つの定員の総数が90人となっていたものを、統廃合することにより20人以内といたしまして、支払い額につきまして令和5年度実績で総額59万円だったものが、令和7年度は、定員の上限を20人とした場合、2万5000円をお支払いして上限で50万円となるものでございます。

主な活動内容ですが、特定外来生物であるナガエツルノゲイトウやオオキンケイギク等の通報、また、不法投棄や悪臭、騒音、河川等において水質汚濁があった場合の通報、また、一番下に書いてあります家庭排水浄化推進協議会委員として、水質調査やイベント時の協力なども想定をしているものでございます。

今後のスケジュールですが、条例改正が伴いますので、総務課所管の非常勤特別職の改正のタイミングに合わせて、令和7年の第1回定例会に上程を予定しております。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

4、5、6、7の4つの仕事を、新制度では15人の人でやるということですか。15人の人が。ここに15人って書いてあるけれども。

○環境保全課長（山口由晃君）

一応20人以内としておりますが、ある程度エリアごとに分けて15人ぐらいを当初予定しております、20人までは設けられるようにする予定しております。

○設楽健夫副委員長

担当者は何人ですか。今までの4、5、6、7をやったときの担当課、担当者、あと今度の担当課、担当者、人員は何人ですか。

○環境保全課長（山口由晃君）

担当課は一つですけれども、担当者はそれぞれいましたけれども、今後統合されるので、基本的には1人から2人かと考えておりますけれども。

○設楽健夫副委員長

正確に。今までは担当者何人ですか。

○環境保全課長（山口由晃君）

掛け持ちもいますけれども、今まで3人で担当しておりました。

○設楽健夫副委員長

それが、今度は1人。

○環境保全課長（山口由晃君）

基本的には、掛け持ちも含めて2人ぐらいで想定をしております。

○設楽健夫副委員長

掛け持ちも含めて2人というのはどういうことですか。

○環境保全課長（山口由晃君）

一応1人、主担当がいて、もう一人ぐらい副担当じゃないですけども、基本は1つの委員になりますので。今でいうと2つの係がいて、それぞれの係で委員を持っていますので、最低でもその係ごとには担当が、一緒になってしまうんですけども、いるような感じを考えております。

○設楽健夫副委員長

この環境美化活動、ごみ減量活動、不法投棄通報、公害通報、河川等水質通報、その他必要な事項というふうにありますけれども、これの実際の活動実績表を出してもらえますか。今日出るんであればいいけれども、どういう活動をしているのかがちょっと分からない。

○環境保全課長（山口由晃君）

今日出せるかと思いますが、口頭での説明をした後でもよろしいでしょうか。

○設楽健夫副委員長

表で出してください。口頭でも。

○環境保全課長（山口由晃君）

簡単に、環境美化委員につきましては、地域におけるごみの投棄防止のため活動していただくもので、市民への啓発や市への情報提供ということで、今、活動していただいている部分があります。

○設楽健夫副委員長

年何回かも言ってください。

○環境保全課長（山口由晃君）

年何回というのはありません。

[「実績がない」と呼ぶ者あり]

○環境保全課長（山口由晃君）

実績がないです。

その下の水質監視員につきましては、水質汚濁の未然防止ということで、河川等の月2回程度の巡視ということで、年度の最後に報告書を提出してもらっているような、現在、状況でございます。

また、廃棄物不法投棄監視員につきましても、同じように廃棄物の不法投棄の防止ということで、こちらも月1回程度の巡視ということで、同じように市への情報提供をしていただいている、現在、状況でございます。

また、ごみ減量推進会議につきましては、ごみ減量推進をするための調査や啓発ということでありますが、かすみがうら祭での啓発ということで、現在は年1回程度の活動になっている状況でございます。

○久松公生委員長

じゃ、今の内容をある程度表にしたやつを提出でよろしいでしょうか。

○環境保全課長（山口由晃君）

一番最初の1ページには書いてあるんですけども、何回とかいう数が書いてありませんので、詳細を書いて表にするということよろしいでしょうか。

○久松公生委員長

それでよろしいでしょうか、副委員長。

○設楽健夫副委員長

はい。

加えて、今度は3人から2人になるわけでしょう、これも。2人になる場合の職務分掌表も一緒に出してもらえますか。

○環境保全課長（山口由晃君）

出せる範囲でその職務内容ということで。ただ、今後どうなるか分からないですけども、今の現状としての職員の配置の中でどういうふうな割り振りになるかということで、表に併せて出すということです。

○久松公生委員長

改正に伴ってですね。

○設楽健夫副委員長

はい。

○久松公生委員長

よろしいでしょうか。

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

次に、（2）かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画の見直しについてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民部長（廣原正則君）

2番の件につきましても、環境保全課、山口課長から説明をさせていただきます。

○環境保全課長（山口由晃君）

2番の一般廃棄物処理基本計画の見直しについて説明をさせていただきます。

こちらは、この計画は、一般廃棄物の減量化・資源化や適正な処理を推進するための基本的な方針を示しているものでございます。本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の2つで構成されております。生活排水処理基本計画のほうは、現在、上下水道課のほうで計画をしている状況でございます。基本的に、今回は中間目標年次のために、主に方針や数値目標の見直しを予定しております。

計画の期間についてでございますが、前回、平成27年3月のときにつくられた中間目標年次を迎えたことに伴い、令和2年3月に改正したものでございます。そのときの中間目標年次ということで令和6年度を迎えたわけですけども、今回、計画期間を令和7年度を初年度とし、計画目標年次を令和11年度に設定するものでございます。

続きまして、内容につきまして、ごみの処理状況についてご説明をさせていただきます。

令和6年度の計画目標である1日1人当たりのごみ排出量は1,027グラムに対しまして、表の令和5年度の実績を見ていただきますと、ひし形のマークのところですが、1,000グラムということで、令和5年度で、現在、目標を達成している状況になっております。

この要因といたしまして、令和3年度、霞台厚生施設組合に変わりました分別が細かくなった点や、また、同じ令和3年度に指定袋の導入をしたことにより、家庭からのごみ排出量が削減されたものによるものと考えております。

次ページをご覧くださいと思います。

まず、家庭ごみと資源化率の国と県の比較になります。

家庭系のごみの排出のグラフを見ても分かると思いますが、上段のグラフでございまして、令和3年度以降、1日1人当たりのごみの排出量が減少しております。市が減少したことにより、県と比較しても同程度の数値となっております。令和4年度を見ていただくと、もう県の四角のマークと、市の三角のマークが重なっている状況が見てとれるかと思っております。

また、下の資源化率につきましても、先ほど説明させていただきましたが、霞台厚生施設組合に変わったことにより、草木類や金属類を資源物に分類したり、不燃残渣につきまして、最終処分するだけではなく、中間処理や最終埋立てをする残渣が減少するなど、処理方法の変更により資源化率もアップしております。

また、下記が一番下のジモティーとリユースに関する協定を締結したり、不法投棄対策として、不法投棄・不適正残土等ホットライン協定を締結するなど、不法投棄等の不法行為に対して広域的な対応も行っている現状があります。

続きまして、3ページをご覧ください。

こちらは、今後の目標についてでございます。

こちらを見直すものでございますが、まず、右の表の資源化率についてでございますが、こちら霞台厚生施設組合になったことにより資源化は進んでおります。県内でもかなり上位の数字で推移しているため、令和10年度の目標につきましては、令和5年度と比較して1%の資源化率の増ということで目標を設定する予定でございます。

続きまして、右の表のごみ排出量についてですが、先ほどの説明でもさせていただきましたが、国の実績値まではまだ及びませんが、県と同程度の排出量となっていること、また、近隣市の同様の計画でも1年で約1%の削減を見込んでいることから、市でも、今後5年で約5%の削減目標ということで予定しております。

今後の具体的な推進事業ですが、下の表の中に記載をしてありますが、ごみ排出量の削減に対しましては、食品ロス対策や生ごみ処理容器等の設置事業の補助、また、ごみ分別出前講座の継続による分別の推進、さらに、資源化率の向上につきましては、資源物回収事業の補助の継続、プラ新法による資源化の検討なども予定しております。

今後のスケジュールにつきましては、令和6年12月に廃棄物減量等推進審議会の開催をしまして、その後、計画がある程度できた時点で全員協議会での説明をさせていただきます、その後、意見公募を経て、策定となるスケジュールとなっております。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

ちょっともう少し、何が変わるのかちょっと整理して言ってもらえますか。

○環境保全課長（山口由晃君）

今回、主に中間年次の見直しということで、数値の目標を見直すということで考えております。今まで、2ページに排出量の推移が書いてありますが、その数値を、目標は達成している状況ですので、ごみ排出量も削減するというので、数値を主に見直している状況でございます。

○久松公生委員長

そのほかご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩といたします。 [午前 9時17分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前 9時18分]

次に、(3) かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理についてを議題といたします。説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

この11月1日付で異動になり、保健福祉部長の羽成でございます。

本件の内容につきましては、社会福祉課、山口課長より説明をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○社会福祉課長（山口浩史君）

それでは、社会福祉課から、かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理についてご説明させていただきます。

やまゆり館につきましては、平成20年4月に開館し、平成22年度より民間事業者などのノウハウを生かした企画や効果的かつ効率的な運営管理を実施してきましたが、現在の指定期間が令和6年度末で契約期間5年を迎え、終了となることに伴い、令和7年度以降は市直営の管理とし、より効果的かつ効率的な企画運営、管理を目指してまいりたいと考えております。

今後も、設置目的である市民の福祉を推進するための拠点として、高齢者がいつまでも健康で社会参加していくための健康増進事業や、子育て中の親をサポートするための子育て支援事業を継続してまいります。

また、足湯につきましては、足湯のみの利用者が比較的少ない状況であるため、経費の削減の観点から、令和7年度から廃止したいと考えております。

理由としましては、資料の2番目、入館者数の部分ですけれども、子育て、健康づくりと比較しますと、足湯のみの入浴者が、令和3年度67人、令和4年度41人ということでありまして、また、令和5年度につきましては、340人の方に入浴いただいているような状況でございます。

参考までに月平均にしますと、令和3年度が月平均5.6人、令和4年度、月平均3.4人、令和5年度は28.3人となりますが、足湯に係る循環、保温電力が物価高騰により上昇していることから、経費負担が大きくなってきているのが課題となっております。

経過としましては、令和6年10月31日の部長会議、11月5日の庁議を経まして、本日の文教厚生委員

会、また、11月21日開催予定の全員協議会にて説明させていただきまして、令和7年第1回定例会にやまゆり館の設置及び管理に関する条例の改正を予定しております。

また、職員配置につきましても、人事担当等と調整を図ってまいりたいと考えております。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○小倉 博委員

今まで指定管理委託ということでやってきて、今回から市直営という言葉が出たんですけれども、今まではどちらかというと指定管理が抜けて、努力してきた市町村が結構多かったんですけども、今回、直営になる直接の理由というか、まず、問題点があるんだったら教えていただきたいと思います。

○社会福祉課長（山口浩史君）

それでは、委員のご質問にお答えします。

もともと平成20年4月に開館しまして、平成20年度、平成21年度は、市直営で最初の2年間は実施してきました、先ほどもご説明の中で効率的というところの、あとは民間ノウハウというところで実施してきたんですけれども、やはり直営に戻しまして、より考えられるのは地域密着的なところも踏まえまして、指定管理よりは。なお、市直営のほうが、その行政関係機関の中の内部機関とも調整が図りやすくなるかなというところも考えている状況でございます。

○設楽健夫副委員長

平成19年に指定管理者制度の導入指針というのが出ています。ここには、行政改革におけるひとつの有効な手段と言えるため、積極的な導入を推進しますというふうに書かれている。今回は、市民の福祉向上のために、そちらのほうがより有効な手段と言える。大きく180度方針転換だよ。その内容が、今回の説明の中には足湯が廃止されると。それが見当たらない。

もう一つは、この指定管理制度を導入してきて、その指定管理者がどういうことをやってきたのか。今後、市の職員による経営が変わっていくに際して、どういうふうにそれが市民サービスの向上に資するものとなっていくのか。そういうものの比較表がなかったら判断できませんよ。

今までの何が悪くて、先ほどもちょっとそういう話ししましたけれども、今までの指定管理者制度の導入というのは、そういう指定管理者の事業体のノウハウを活用して、市のサービスをより改善していくという方針だったわけだよ。今回は、金がかかるから指定管理制度を廃止しますと。足湯のところを見るとそういうことだよ。

だから、市民に対して説明していく、あるいは、議会に説明していくというふうになる場合には、指定管理者になる前のところも整理しておく必要があると思うけれども、指定管理者制度の導入でこれだけ、平成19年7月改定で指定管理者制度導入の指針というものが書かれて、そして、これまで経営されてきた。それが今度どういうふうに変っていくのか。果たして市の職員でできるかどうか。これだけ不祥事が繰り返されている市の行政の中で、この経営ができるかどうかですよ。そこまで制度設計を立ててやっていかないと、サービスが向上するとは到底思えないんだよ。これでは分からないですよ。その具体的なものがないんだ。

だって、指定管理者制度の仕様書があり、契約書があるでしょう。契約書の中にはその目的が書かれている。それが、今度は市の直営になぜ変わらなければならないのか。金銭的なものであるとするならば、全体会計の基本的な説明がないといけない。

その辺の説明をしてもらわないと、はい、そうですかというわけにはいかないですよ。足湯を減らす

ために指定管理制度を廃止するんだと。何が変わったのかよく分からないということです。

○社会福祉課長（山口浩史君）

委員からのご指摘いただきまして、今のご指摘の内容につきまして、再度精査をさせていただきます、また、その結果を説明させていただければと考えております。

○保健福祉部長（羽成英明君）

今、言われたとおり、指定管理制度についてはこれまで推進してきた経過がありまして、今回の数字を見ていただいても経営的に費用がかかっているのが現状でして、ただ、今回、全体的なものでお話しさせていただくと、指定管理である程度のノウハウを得た部分であるとか、今回の指定管理制度の中で、職員ではできるとされる会議室の受付であるとか、そういった部分については職員のほうで対応できるのではないかといいところもありまして、そういったところの経費削減を図っていきましようというふうなところが大きなところとして、それ以外の部分で、部分的な委託業務を継続するものもあつたりとか、そういった中で全体の経費を下げていきましようというのが、今回の大きな見直しの内容かと考えています。

ただ、今、委員お二人からあつたように、全体としてもうちょっと説明ができるような、理解していただけるような資料を作成した上で、今後進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○久松公生委員長

先ほど設楽副委員長が言つたように、今、言つた話も分かりますが、そういったものをまとめたような、前はこうだつた、これがこうだつたと比較表みたいな感じを含んだ説明がいいのかと思ひますが、それは次の全員協議会までにはやってくる、それでそこでの説明ということによろしいでしょうか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

その前に資料ができた段階で、委員のほうには。

○設楽健夫副委員長

委員会でやってもらつたほうがいいよ。

○久松公生委員長

委員会、開きますか。

ちょっと暫時休憩します。 [午前 9時29分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午前 9時31分]

○設楽健夫副委員長

この平成19年度に指定管理制度導入の基本方針というふうに出されたときも、一つは住民サービス、これは訓練された事業者によるサービス、もう一つはコストカットです。今回は、コストカットだけが出てきている。この前回の基本方針の中で転換したんだけど、もう一回、転換する。

そこで重要なのは、これは質問ですけれども、これを運営していく上での、先ほども小倉委員からもありましたけれども、指定管理者がどういふことをやってきたのか。その後、今度、内製化することによって、何をやっていくのか。プラス、これに対応する職員教育がなかったら、はい、受けました、また、やっていけないじゃないかって、処分の話になると思ふんですよ。そうではなくて、基本的に今までの指定管理制度の下で何が改善されて、何が行われてきたのか。そこでの不十分点もあつたのかもしれない。それも整理して、今度、内製化する場合には、どういふことを内製化して、引き継ぐところは何か。廃止する足湯とか、何かのか。

そして、もう一つは、職員教育をどうしていくのか。ただ担当者にされて、その職員がかわいそうだと。だから、その職員教育を含めて、先ほどありましたけれども、委託するところは委託する。そういうふうにしていった場合に、果たして経費削減になるのかどうかという問題だって出てくるでしょう。そこまでやっぱり制度設計をきちっとしないと、部長会と庁議で何やっていたんだというふうに言いたいですよ。

○保健福祉部長（羽成英明君）

今回の、今、設楽副委員長が言われたように、指定管理のいいところというのがあって、あと、直営にする職員のところなんですけれども、職員のところについては、今、定年の延長制度とかそういったところがあって、それが一つと、あと、今回、行政機構の見直しをかけたんです。かけた関係があって、ある程度ポスト的に集約をされているところがありまして、だから、人手としてはそういったところから生み出して、そういった職員などを配置していくというのが、こういう指定管理をやっていたところ、やまゆり館であるとか、これから出させていただくウエルネスプラザなどもそうですけれども、そういったところから人が出てくるので、そういったところを充てるというようなことが、原則の方針かなというところで考えている。人的にはそこである程度確保できる。

それでも足りない部分があるので、会計年度任用職員であるとか、今、副委員長が言われたように専門的な能力がある方、そういった人を会計年度などで雇ったりとか、そういった中で人は作り出していかないかなというところではあります。これも今そういう状況であるので、その辺も併せて説明できるようにはしたいと思います。お願いします。

○設楽健夫副委員長

この会計年度任用職員を活用していく、民間でも定年制度の後に役職定年という形で、給料が、役職がカットされて基本給だけで運営していく制度あるんですよ。ここの難しさは何なのかといたら、現行の組織体系の中でその会計年度任用職員を動かしていくことができるのかどうか問題なんだよ。今、見ていると、いや、会計年度任用職員来ているんだけど、先輩だから言えないよと。そんなになったら何もできないよ。何もできないと思う。

それで、その会計年度任用職員でその運営をしていくとするならば、その組織が動いていって、その評価制度もきちっとやっぱり分けてやっていかないと、今までどおり、いや、先輩だから言えないよと。だって、そんなのよくいろんなところで聞くんだよ。会計年度任用職員がいますから大丈夫ですって、全然、大丈夫じゃないと思いますけれども、そういうことも含めて整理を、制度設計をしっかりとしないと、この運営を会計年度任用職員でやっていくならやっていくで私はいいことだと思いますよ。でも、その管理運営体制は別個にしないと、あなたたちはもう会計年度任用職員で一般職員だから。その管理者がいて動かしていくということで、普通の管理運営制度、職務分掌表とは違う形でやっていかないと、現行の職員の人たちが苦勞すると思いますよ。

○保健福祉部長（羽成英明君）

一応そういう組織のところ、今、副委員長に、言っていたところ、特に管理職、管理者の部分であるとか、それをサポートする職員については、現職の職員といたらあれですけども、正規職員でやっていただけるようなことをちょっと人事のほうにはお話をして、そういったところで調整しながら。あとは会計年度任用であるとか再任用の方についても、教育を含めてちょっと人事のほうに相談しながら進めていけるようにしていきますので、よろしくお願ひしたいと。

○久松公生委員長

今、設楽副委員長も言ったように、やっぱり市民サービスが原点というか、そこがおろそかにされて

はいけないので、そういったことも含めた。これ、どうしますか。全員協議会では。

○設楽健夫副委員長

この説明をされるのであれば、そういう準備をしていますという説明。

○久松公生委員長

決まったらまた文教厚生委員会というような方向じゃないと、またこういった意見になっちゃって全員協議会がややこしくなっちゃうのかな。

○設楽健夫副委員長

全員協議会の中で、文教厚生委員会、何やってんだってなっちゃうよ。

○保健福祉部長（羽成英明君）

指摘いただいたことも踏まえて準備を。

○久松公生委員長

準備をしますから、じゃ、全員協議会はそういう準備でよろしいでしょうか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

はい。

[服部委員 入室]

○久松公生委員長

そのほかご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

じゃ、課長、今のを含めた全員協議会での説明を求めます。よろしく願いいたします。

○社会福祉課長（山口浩史君）

はい。分かりました。

○久松公生委員長

それでは、（４）手話言語条例（案）制定に伴う意見公募についてを議題といたします。説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

こちらの案件についても、担当の社会福祉課長のほうから説明をさせます。

○社会福祉課長（山口浩史君）

それでは、引き続き社会福祉課から、かすみがうら市手話言語条例（案）制定に伴う意見公募についてご説明させていただきます。

初めに、本条例制定の経緯について説明させていただきます。

経緯につきましては、令和5年6月にボランティア団体より手話言語条例に関する請願が提出されまして、令和5年第3回市議会定例会で採択されたことを受け、新規条例の制定を行うものでございます。

次に、本条例制定に伴う経過としまして、本年8月に開催しました文教厚生委員会にて、条例制定につきまして、条例の背景や条例の概要の説明をさせていただきます。9月には請願団体との条例の概要について打合せを行いました。また、10月下旬に法令審査委員会に諮りまして、10月31日の部長会議、また、11月5日の庁議にて、条例案制定に伴う意見公募の説明をさせていただきました。

また、議会側に関しましては、本日の文教厚生委員会、また、先の11月21日に開催されます全員協議会で説明をさせていただきたいと考えております。

意見募集の趣旨としましては、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境を整備するため、かすみがうら市手話言語条例（案）を制定し、ろう者を含む全ての人がお互いを支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。つきましては、条例の制定に当たりまして、条例案を市民の皆さんに公表し、意見を募集するものです。

続きまして、本条例案の構成につきましては、前文、目的、基本理念、市の責務、市民などの役割、施策の推進となります。

主な要点箇所を説明申し上げます。

第6条の施策の推進としましては、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策という点でございまして、教育現場において手話に接する機会の提供や、庁内向け職員研修や、市民向け講座を開催するなど、市民などが手話を学ぶ機会の確保に努めるものでございます。

次に、手話による情報取得の機会の拡充に関する施策としまして、窓口来庁者が手続や相談がスムーズにできるよう遠隔手話通訳サービスを導入するなど、手話を使いやすい環境づくりに努めるものでございます。

次に、手話による意思疎通の支援に関する施策としまして、災害発生時の避難所における情報の提供に当たっては、手話通訳士などの派遣やろう者に理解しやすい文字情報などで情報提供を行うなど、合理的な配慮に基づいた支援を講ずるよう努めるものでございます。

今後の予定としましては、11月25日から本条例案の意見公募を実施しまして、最終的に令和7年3月の令和7年第1回市議会定例会へ上程しまして、令和7年4月1日を施行予定としております。

なお、意見公募の結果におきましては、条例案の修正などが必要となった場合には、再度法令審査委員会に付することとします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

手話を必要とする人に対して、手話は言語なんですよということをここで規定すると。やっぱりSDGsじゃないけれども、誰一人として取り残さない社会の形成のために、が今の基本ですよ。その中で、手話言語を必要とする人たちに対する、普通の健常者の思いやりだとか、そういうものをもっと前に出さないといけないのかなと思うんですけども。やっぱり人が生活していく上で、SDGsの基本的理念は、誰一人取り残さない社会の形成のためにと。そのために健常者の果たす役割等もやっぱりしっかりうたっておかないと、思いやりを持ってやっぱり接するんですよということが、そういう面がちょっと弱いかなと思って見ていたんですけども。

○社会福祉課長（山口浩史君）

設楽副委員長のご質問にお答えします。

副委員長おっしゃるとおり、やはり合理的配慮という部分では、そのハンディキャップを持った方も健常者も同じ立場なんだよということは、近年、国から、行政なんかはもう従前からなんですけれども、本年の4月からは、企業などでも、その合理的配慮というところでの取組を徹底するよというところでありますので、本条例を制定させていただきまして、おっしゃるとおりそのハンディキャップを持っている方と健常者の関係が、配慮が必要なんだよということは、健常者に対して、当然、広報誌及び市ホームページ等でその辺はPRして、条例制定の暁には、その辺も広報誌、ホームページのほうに掲載させていただきまして、取組を、また、市の施策としてその第6条でうたわせていただいたよ

うに、中学校でも既に手話をもう授業の一環として取り組んでいるというのも、教育委員会のほうでは確認させていただいたんですけれども、より小学校も同じように手話に対して取り組んでいただいて、あと、先ほども説明させていただいた市民講座の中でも手話の講座を実施して、より市民及び健常者の方に手話が言語なんだよというところでアピールしていきたいと考えていますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○設楽健夫副委員長

伝わっていないんだけど、この条例案の目的の上に、「かすみがうら市は、ここに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進し、誰もが互いに支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し」ってあるでしょう。その中に、やっぱり健常者の果たすべき役割と、SDGs じゃないけれども、そういうものをやっぱりこの条例の中にはきちっとうたっておく必要があるんじゃないですかという意見なんですよ。条例を制定してから、今後、様々な施策を推進していってくださいということを質問しているわけじゃないんですよ。

○社会福祉課長（山口浩史君）

設楽委員の質問にお答えします。

条例の第6条の施策の推進の第1項のところ、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策というところで取り組んでいきたいというところが、担当者としては、設楽副委員長がおっしゃるとおり、誰もが互いに支え合い、安心して暮らすことという部分では、やはりそういう普及をしていながら、健常者からろう者に対しても取り組んでいけるようにしたいというところで、今回、条例の中に盛り込ませていただいたところであるんですけれども、そういうところでご理解。

○設楽健夫副委員長

理解できないです。

○久松公生委員長

簡単に言うと、目的及び条文にそういったものを盛り込みなさいというふうに私は聞こえたんですが。そういうことの意味と理解と思ったんですが、課長。

ちょっと暫時休憩します。 [午前 9時48分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午前 9時49分]

○設楽健夫副委員長

この第6条、確かに手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策ってあるんですよ。あるんだけど、一般市民の役割というものもやっぱりきちっと入れておく必要があるんじゃないかということも言っている。持ったほうがいい、持つ必要がありますよと。手話は言語として普及していくことを市は進めていくし、でも、一般の市民が果たすべき役割ということは、きちっと書いておく必要があるんじゃないですか。思いやりを持って、SDGs でもうたわれているよと、誰一人取り残しちゃいけないんだという基本精神をしっかりしておかないと、手話が言語として条例ですよということだけが先行したら、一般の人たちは何すればいいんだって。

○社会福祉課長（山口浩史君）

設楽副委員長のご質問にお答えします。

まだ、案でございますので、条文の中に一般市民の役割という部分でのろう者に対しての思いやりという部分を、この条文の中に盛り込めるように検討をさせていただきたいと思ひます。

○保健福祉部長（羽成英明君）

この条例のつくりといたしまして、最初のところが前文という形で理念的なものを書いてあって、その辺り、第1条というような部分があるので、今、副委員長が言われたところについては、その前文の部分にもうちょっと気持ちの部分を入れたほうがいいよというご意見だと思いますので、そちらについては検討させていただいて、あとは、市民の役割というところであれば、第5条のところに市民等の役割というような記述もありますので、ここのところで具体的に市民の役割を訴えていくんだよというようなことで進めていきたいと思いますので、条例の改正とか内容の変更についてはちょっと検討させていただきたいと思います。

○久松公生委員長

制定までには、先ほども説明あったように令和7年3月の議会を目指してやっているんでしょから、今の意見を含めてお願いしたいと思います。

設楽副委員長、それでよろしいでしょうか。

○設楽健夫副委員長

はい、結構です。

○久松公生委員長

その他ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問ないようですので、この件を終結いたします。

暫時休憩します。 [午前 9時52分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前 9時52分]

次に、(5)障害福祉サービス事業費及び障害児給付事業についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長(羽成英明君)

今回の説明につきましても、社会福祉課、山口課長から説明をさせていただきます。

○社会福祉課長(山口浩史君)

それでは、引き続き社会福祉課から、障害者福祉サービス費及び障害児通所給付費についてご説明させていただきます。

初めに、資料の上段の黒枠の中をご覧くださいと思います。

今般説明する事案の概要としましては、国による障害福祉サービス費及び障害児通所給付費(以下、障害福祉サービス費等という)の報酬改定及び地域区分の見直しに伴う影響額についてのご説明となります。

障害福祉サービス費事業等に係る費用のうち、障害福祉サービス事業所が、サービスを利用した障害者に対しまして提供したサービスの対価として受け取る報酬は、社会情勢と社会ニーズの変化を踏まえ、3年ごとに報酬改定として行われており、令和6年4月1日から全国一律に報酬の引上げが行われました。

さらに、地域間における人件費の格差を解消するため、地域区分の見直しを国に要望した結果、見直しが認められたことに伴いまして、障害福祉サービス費等事業費が増額したような状況でございます。

続きまして、黒枠の下段の①障害福祉サービス費等の報酬改定について説明をさせていただきます。

国は、今般、報酬改定に係る基本的な考え方としまして、障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応、また、重要な課題であります物価高騰、また、賃金上昇、経営状況、支え手が減少するなどの社会情勢を考慮し、また、障害福祉分野の人材確保の必要性を踏まえまして、サービスの利用者が必要な障害福祉サービスを受けられるようにするために、障害福祉サービス事業所への報酬改定を行ったような状況でございます。

今回の報酬改定に伴いまして、全国一律というか全国的に改定率としましては、全体で1.12%引き上げられた状況でございます。引き上げられまして、報酬改定に伴う影響額としまして、算定、試算しました額につきましては1億2281万8029円と試算しております。

続きまして、その下、②地域区分の見直しについてでございますが、障害福祉サービス等の報酬に人件費の地域差を解消するため、地域区分として1級地から7級地とその他の8つの区分に分類されております。

本市につきましては、今まで7級地、上乗せ割合3%でしたが、近隣市との地域格差を解消するために、隣接します土浦市・石岡市がもともと5級地で上乗せ割合10%に合わせるべく国に要望を行った結果、令和6年4月1日から5級地に見直しとなりました。地域区分の見直しによる影響額として試算しました額につきましては、5093万5934円と試算しております。

最後に、③としまして、①の報酬改定及び②の地域区分見直しの影響額について説明をさせていただきます。

今年度4月から10月の前半の実績額を基に、11月から翌年3月の後半の支出見込額を算定した結果、報酬改定に伴う影響額が1億2281万8029円と、地域区分見直しに伴う影響額が5093万5934円の合計1億7375万3963円の事業費が、当初予算から不足が生じる見込みとなりました。

そちらの表につきましては、支出見込額が12億8552万5963円、当初予算額が11億1177万2000円で、差し引きまして1億7375万3963円ということになります。

国県費の補助が財源として入っておりますので、内訳としましては、国費2分の1で8687万6981円、県費補助率2分の1で4343万8490円となりまして、市の負担としましては4分の1となるため、4343万8492円となります。

今後の予定としましては、本日の文教厚生委員会、また、先の11月21日の全員協議会でご説明をさせていただきまして、11月28日から始まります第4回定例会にて補正予算として上程をさせていただきたいと考えております。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

今の説明の中で、上乗せ割合というところをもう少し説明してもらえますか。どういう意味なのか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

この上乗せ割合なんですけれども、上乗せ割合というのが、まず、報酬の算出の仕方というのが、医療のレセプトに単位で、各サービスを障害者の方が利用しまして、そのサービスに等級地が、先ほど、今まで7級地だったのが、今度5級地になって、5級地と7級地では上乗せ割合が、パーセントが違うんですけれども、その下に単価がありまして、その使ったサービスの単価に対しましてこの上乗せ部分が、その区域によって上乗せされて請求になるというようなことなんですけれども。

○保健福祉部長（羽成英明君）

今の上乗せサービスの部分については、通常1単位が10円といたしまして、それが何の補整というか上乗せがない場合は10円なんですけれども、それで、今までは7級地でしたので、10円の3%なので10.24円かかっていたという状況なんですけれども、かすみがうら市の場合は、今回は5級地になるので、10円で割合見ると10.8円ということで、約0.5円ぐらいが単価が上がって請求が来るよというようなことになるということなので。

○設楽健夫副委員長

高くなるの。

○保健福祉部長（羽成英明君）

高くなるんです。

○設楽健夫副委員長

負担が増えるんだ。

○保健福祉部長（羽成英明君）

負担が増えます。

そのサービスの内容によっては、人件費の割合によって違うんですけれども、たまたま今のところは人件費が80%という部分を見れば、前半のときには10円、それで、今までは10.24円、今回は10.8円というふうになるということなので、今回の見直しで、ここの部分でいうと約0.5円上がりますというようなことです。

○小倉 博委員

関連で、何級地という言葉は初めて聞いたんですけれども、1級地から8級地まであるんですか。基本的に、阿見町なんかは相当、最近、つくば市なんか人口も増えたりなんかして経済のほう、どの辺を基準にして、7級地から今度5級地になったんですけれども、算定基準というのはどの辺にあるんでしょうか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

小倉委員の質問にお答えします。

これは、国が全国一律で級地というのを設定するんですけれども、今、参考までに配付しています資料ですと、委員おっしゃった阿見町は7級地ということで、今回、本市が7級地から5級地に要望させていただいたのは、説明させていただいたんですけれども、囲まれている土浦市・石岡市が5級地ということで上乗せ分が10%あるというところで、かすみがうら市、本市だけが7級地で3%で低いというところで、やはりサービスの、なかなか本市のサービスを提供している事業所が、なかなか職員のモチベーションが上がらなかつたり、人材がなかなか確保できないというところで、この級地を上げることによって、その分報酬に上乗せされるような形になりますので、その事業所の方々がよりよいサービスを、利用者に対して実施していけるような環境が整うということでありまして、その級地については、国が全国一律設定をしまして、当然、その各自治体に、国が県を通しまして、要求、その級地を上げるか下げるかというのが大体3年に一度、見直しを行っているところで大体調査が来て、現状維持なのか、それとも、隣接に合わせて上げるのか、下げるのかというのを市町村が判断しているような状況でございます。

○小倉 博委員

分かりました。

○設楽健夫副委員長

どうも分からないんですけども、障害者にとっては何が変わっているんですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

障害者にとっては、本来であれば障害者のこの報酬というのは、受益者負担と市の持ち出しで成り立っているんですけども、逆に言えば障害者の方は、それだけ費用負担が、同じような割合で上がってくるんです。総額で幾らかかりましたといううち、受益者負担が1割で、市の負担が9割というようなスタンスなので、障害者負担が多くなる、市の負担が多くなる、障害者負担が多くなるんですけども、ただ、かすみがうら市の現状としては、その障害者で認定を受けている方は結構非課税で、割合が多いので、実際、受益者で負担いただいている方が少ない状況もあるので、市の持ち出しが増えてしまうというような状況です。受益者については、非課税の方については、ない状態です。

○社会福祉課長（山口浩史君）

所得がある場合には、原則1割負担を、そのサービス利用者らが1割を負担していただいている状況でして、残りの9割をこの報酬から支出しているような状況になります。

○設楽健夫副委員長

そうすると、何が変わるんですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

何が変わるといふ、利用者についてはそういう増える方がいらっしゃるのと、あとは、事業者のほうの目線でいくと、ここの表にあるように土浦市と石岡市にかすみがうら市は挟まれていますので、その水準と合わせることで、事業経営が、お客様、ほかの自治体に行ってしまうとか、従業員がほかの土浦市とか石岡市に行ってしまうたりするので、そういったところを人材確保の面からも、級地を上げることによって、土浦市でも、石岡市でも、かすみがうら市でもほぼ同じ報酬、その辺の報酬が確保できるよというようなことにはなるかなと考えているので、経営の安定というところでは、事業者の経営の安定にはなるかなというふうなところでございます。

○久松公生委員長

両方の観点で底上げするというか、そういう意味なのかなと思いますが。

よろしいでしょうか。

○設楽健夫副委員長

ということは、今、この事業者の経営安定化に資すると。あとは、受益者にとっては、今言ったように非課税と課税対象者でどういうふうに分かれているんですか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

お答えします。

まず、障害サービスを利用する際には、その区分、非課税なのか、負担割合が必要なのかという申請区分の申請をしていただきまして、その後、使うサービス、各いろいろ、例えば設楽副委員長の身近ですと放課後デイサービスとかがあると思うんですけども、そういうサービスを使うのには、当然、相談してそのプランをつくったりとかというサービスの事業があるんですけども、まずそういう流れでその手続を踏んでいくような形なので、そこでその利用者が1割負担しなくちゃならないのか、それとも、負担0円で、全額市が持つような形になるのかというのが判断できるような状況にはなってくるんですけども。

○設楽健夫副委員長

いや、そうじゃなくて、先ほど10.24円から10.8円に変わると。そのことによって、実際、サービスは、この障害者がどういう影響を受けるのかということです。

○社会福祉課長（山口浩史君）

基本的に、その各障害者、障害児が利用していますサービスに対しては、特にその級地が変わったことによって変化があるというわけではなくて、あくまでもそのサービスを提供している事業所側が、人件費の部分で上乘せがあれば、その分、事業所の運営だったり、あとは事業所の職員に対しての賃金のベースアップとかというところに反映できるような形ですので、利用者につきましては、その上がった分、提供されるサービスが当然向上することも考えられますし、先ほど部長がおっしゃったように、かすみがうら市内でその事業所に勤めようという市内の方が当然出てくるわけであって、級地がそれだけ違ふと、自分に跳ね返ってくる、従業員として、事業所として跳ね返ってくる部分が当然少ないので、そういう部分では隣接する土浦市、石岡市と上乘せ分を上げたことによって、事業者の方たちが、そういうところではメリットが出てくるような状況となります。

○保健福祉部長（羽成英明君）

今のお話ですと、利用者については特段変化はありませんというスタンスですけれども、ただ、その報酬の部分で変化があるので、質的には向上するのではないかというところは言えるかなとは思いますが、サービスの面的には変わらないというような状況でございます。

○設楽健夫副委員長

ということは、この市費の4300万円というのは、事業者の報酬アップのために使われるということなんでしょうか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

報酬といえばそうですね、近隣と同じような報酬体系になるよというようなことでございます。

○設楽健夫副委員長

だから、利用者にとっては変わらない。その事業者にとっては、土浦市と同じように報酬額がアップされると。レセプト値が上がるというふうに言っているのか俺は分からないけれども、そのことによってサービスが改善されていくのではないか、利用者にとっては。そういうふうに説明してもらいたいんだけど。

○社会福祉課長（山口浩史君）

やはり上乘せ、地域区分の見直しプラス、全国、全体的に報酬改定が3年に一度ありますので、そういう部分では、やはりそういう障害サービスの事業所も、当然、物価高騰という部分とか、社会情勢に当然ぶつかっている部分ありますので、そういう部分では、国が、まずはその報酬を全体的に全国一律で1.12%上げまして、それにかつ、今度は地域区分というのが報酬に上乘せされる部分で、報酬については近隣と同等に、国に要望したところ、同等になったというようなことで、まとめますと、利用者の負担とか、サービスについては特に変わりはないんですけども、サービスを提供する事業所においては、ベースアップになる分、より利用者に対して手厚くサービス等が可能になってくるというのが考えられるということが今回の趣旨になります。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午前10時15分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前10時18分]

次に、（６）地域包括支援センターの運営委託についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

それでは、包括支援センターの運営についてでございますが、その前に介護保険の関係で越渡課長から説明がございますので。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

介護保険特別会計の現況についてという議題で当初予定をしておりましたが、今後の方針が定まっていない状態では中途半端な内容になってしまいますので、今回、取下げさせていただいた次第です。委員の皆様には通知などで取下げというような形になったことをおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

つきましては、簡単ではございますが、現況についてご説明をさせていただきます。

介護保険特別会計の現況でございますが、令和６年度、主な支出の部分になります保険給付費、こちらは前年度比で伸びておりまして、この状態で推移すると歳出超過も見込まれます。そういったことに対する対応策、介護給付費等準備基金残高は１億５００万円となっております、この残高ですと、令和７年度、令和８年度、残り２年、計画期間２年を見据えますと、会計運営が資金不足となることが想定されます。

現状に至った要因でございますが、保険給付費の増加、そして基金残高の減少、こういったところがございます。

今後の対応ですが、茨城県財政安定化基金からの資金の借入れ、そして、第９期計画中ではございますが、介護保険料の増額改定も見込まれる次第でございます。

改めまして、方針等が固まりましたらば、全員協議会に資料を提出させていただきますが、その前に文教厚生委員会の委員の皆様には事前にご報告できればと考えております。

○久松公生委員長

今、越渡課長より、当初は予定していましたがということで説明があった。結果的にいいますと、全員協議会までにはそろえて報告していただくような旨でいいんですよね。また、文教厚生委員会のほうには、事前に、分かったところで報告をしたいということなんですが、これはガルーンで報告という形なのでしょうか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

そういった形でご報告させていただければと。

○久松公生委員長

そうすると、ちょっと委員の皆さんどうですか。

○設楽健夫副委員長

これ、一番最初に、決算の介護給付金等準備基金というのは、前年度末現在高で２億４０００万円でしたよね。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

はい。

○設楽健夫副委員長

この決算年度中増減高という意味では、決算年度末現在高が８１１３万４０００円に移ってきている。ここでは、準備基金残高が１億５８０万円というように書いてありますよね。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

はい。

○設楽健夫副委員長

これは、決算段階でこういう数字は出せなかったんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

年度末に最終的に専決処分を行いまして、こちらで9991万円、約1億円を予想外に取り崩したというところで、大幅に減少したということになります。

○設楽健夫副委員長

あと、保険給付費の増加ってありますけれども、アフターコロナによる令和5年度の保険給付費の増加という、ここの内訳が必要です。3年度のサイクルで回していきますけれども、当初の中でアフターコロナに対する制度設計というのはされていたんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

制度設計というまでにはいかない状況だったと思います。令和4年度は減少に転じたので、そういった意味では、予想外に令和5年度のサービス利用が跳ね上がったのが現状です。

○設楽健夫副委員長

予想外に前年度減額と。予想外に跳ね上がった。その中身が出てこないと分からないよ。それがどういうふうに担当課としては把握していたのか。その後の決算期といいますか、そこまで来ると尋常じゃないですから。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

昨年度の状況を見ますと、年内あたりまでは落ち着いていたんですけども、年明けから保険給付費の納金が大きくなりまして、最終的に3月部分、利用部分については4月になってから支払いするわけなんですけど、その3月時点で歳出超過というおそれがありましたので、専決処分としております。

○設楽健夫副委員長

アフターコロナによる令和5年度の保険給付費の増加、これがどういうものであったのか。もう一つは、令和5年度末に歳出超過が見込まれと書いてありますよ。にもかかわらず、これの対策がなぜ出なかったのか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

令和5年度の現状を見ますと、最終的に前年度決算に対しまして4.8%の増となっております。対しまして令和4年度は、令和3年度と比較しましてマイナス0.7%というような数字となっております。それ以前の数字につきましても3%台で推移しております。こういったところから見ますと、令和5年度の伸びは非常に大きかったのかなと。過去のデータから見込んで、ここまでは想定できなかったのかなと考えております。

○設楽健夫副委員長

ここに見込まれて書いてありますけれども、いつの時点での見込まれるんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

本年の10月末現在です。

○久松公生委員長

副委員長、ただいま質問してもらって、それも踏まえての中途半端な内容となっていることだからこういうことだと思うので、しっかりまとめてもらって報告ということにしたいと思うんですが、委員の皆さん、どうでしょうか。

○設楽健夫副委員長

しっかりしたやつが出てくればいいですけども。

○小倉 博委員

今の途中経過の報告なんですけれども、令和5年度の決算になってくると思うんですけども、10月現在の赤字だというのは決算じゃなくて、決算は年度末だよ。3月いっぱい。ということはまだ伸びるということで、令和6年度に関しては赤字に陥るということですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

そういう伸びが見込まれるということですので、当初予算より大きく見込まれる可能性もありますので、対応していくという形になります。

○久松公生委員長

今の含めて、やっぱりガルーンにでき次第報告してもらって、それで、もし何かあまりにもあるときは緊急に委員会を開かせていただくとか、そういった対処をしていきたいと思います。

そんなことで、委員の皆さんよろしいでしょうか。

○設楽健夫副委員長

このキャッシュフローのところだと思うんですけども、監査委員から指摘されていますよね、今まで。いわゆるキャッシュフローの上で、そのルールについては同時にきちっと実行してくださいという監査委員の指摘事項がありますよ。ということも含めて、なぜこういうふうになってきているのか。いわゆる繰入れなら繰入れという金額がなぜ行われていないのか。それが職務怠慢であるとするならば、それは職務怠慢として、今後の中ではどういうふうな運営にしていくのかと、今までの介護運営資金のキャッシュフローの、運営の制度、システム、それはどういうものであったのか。今まで回ってきて、今回こういうふうな形でキャッシュフローそのものが、県の、まだ分かりませんが、基金からの資金の借入れというところまで来ているのはなぜなのか。そこまでの報告もしてください。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

今、設楽副委員長からご指摘受けたところも含めまして、資料を作成していきたいと思います。

○久松公生委員長

全員協議会は、もう日にちが決まっていますのでなるべく、当日だとちょっと私達も中身をよく精査できない部分もありますので、でき次第なので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか、今のこの介護保険特別会計の現況についての報告については。

ありがとうございます。

それでは、続けさせていただきます。

説明を求めます。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

それでは、地域包括支援センターの運営委託についてご説明いたします。

端的に申し上げますと、直営運営から民営委託に切り替える内容になります。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

1、地域包括支援センターの概要。

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、市が設置主体となります。委託する事業者は、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等になります。業務内容は、介護予防や介護サービス利用に関する相談・支援、虐待防止、権利保護の成年後見制度の活用といった事業になります。地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の配置が義務づけられております。県内の設置状況は、

44市町村で、直営が22か所、委託が70か所となります。

2、委託理由。

地域包括支援センターでは、先ほどご説明いたしました業務に加えまして、地域包括ケアシステムの構築に向け、平成30年度から、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議、この4つの事業に取り組んでおりまして、業務が拡大しております。また、運営に必要な専門職の確保及び配置が厳しくなっておりまして、職員の配置の固定化、そして、属人化しつつございます。これらの課題を解消するため、運営を委託し、国県補助により効率的・効果的に運営していくこととします。

3、委託地区。

令和6年度では、霞ヶ浦地区が委託、千代田地区を直営で運営しております。令和7年度からは、赤柙の千代田地区も運営を委託し、直営を廃止します。

4、委託の費用、そして、委託期間。

委託費用は、単年度当たり3150万円、12月定例会に補正予算にて3か年分を債務負担行為で計上します。委託期間は、令和7年4月から3年間となります。委託事業者は、令和7年1月から2月にプロポーザルにより決定し、4月の開設を予定しております。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

この地域包括ケアシステム、今まで霞ヶ浦地区と千代田地区、直営と委託とありましたけれども、その内容を一覧表にして出してもらえませんか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

それは、業務の内容という形でよろしいでしょうか。

○設楽健夫副委員長

そうですよ。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

はい、分かりました。

○久松公生委員長

そこはよろしく願います。

○設楽健夫副委員長

この地域包括支援センターの活動の動きを見ると、例えば霞ヶ浦地区でもどういうことをやっているのかというとあまりよく分からない。その意味で、どういうことが行われているのか。地域包括ケアシステムの構成団体というのは、どういうシステムの構成団体になっているのか。誰が参加しているのか。どういう事業をやっているのか。

千代田地区の場合も直営といった場合に、同じですよ。直営でどういうことをやっているのか。それがどういうふうに変っていくのか。そういうことが分かるようにちょっと説明資料をお願いしたい。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

業務の内容について、今おっしゃられたことを含めまして作成したいと思います。

○久松公生委員長

これは、全員協議会前ですよ。

○設楽健夫副委員長

そうです。

○久松公生委員長

じゃ、早めに、そして、委員のガルーンをお願いいたします。

そのほかご質問等ございませんか。

○小倉 博委員

さっきは指定管理をやめて直営にするという言葉聞いたんですけども、今回は直営をやめて、今度は委託にするということで、職員とか保健師の都合もあるんでしょうけれども、その辺のメリット、デメリットというところで何かあればご説明いただきたいと思うんですけども。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

先ほど説明して資料の中にも書いてありますけれども、やはり配置が固定化してしまったり、属人化してしまったり、属人化は地域包括支援センターに限った現象ではございませんけれども、どうしても長く配置、在籍しているような形になってしまいますので、柔軟な形での人員配置が委託によって可能となるのかなと思います。

44市町村でも直営は22か所しかないので、22市町村は全て委託してしまっているという形になりますので、そういった包括支援センターについては、そういった流れがあるのかなと考えております。業務内容が、何か不足してしまうというようなことにはなりません。

○保健福祉部長（羽成英明君）

地域包括支援センターについては資格要件がございまして、こちらに書いてあるように保健師と社会福祉士と主任介護専門員というのが、3職種がセットでやっていく、やっていけないという状況なので、今、市のところで見ますと、保健師は、保健センターがあった関係で保健師はある程度数がいるんですけども、社会福祉士は何年か前にも募集して、今年度についても募集をしている状況で、何とか確保しなくちゃいけないという状況であります。

もう一点、主任介護専門員については、これは今現在も、嘱託、会計年度任用職員でお願いしていて、この資格職の確保というのがかなり難しいところもありまして、であれば、そういう免許資格を持っているところとか、ある程度の人材を確保しているところに委託、既に霞ヶ浦地区については委託していますので、そういったところも選択肢として考えているというような状況でございます。

○設楽健夫副委員長

2つほどあるんですけども、1つは、ここにある中段以下、委託地区の上に、国県補助の支援により効率的・効果的に運営していくこととした。ここをちょっと説明してもらえますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

地域支援事業というのがございまして、補助の対象となりますので、そういったところでの補助になります。

○設楽健夫副委員長

先ほどは、指定管理制度を廃止するときには会計年度任用職員を活用していくと、ここでは、会計年度任用職員が、主任介護支援専門員については会計年度任用職員だと。運用としてどこにタッチするのか私は分かりませんが、そうであるならば、会計年度任用職員の雇用で、委託しなくてもできるということじゃないんでしょうか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

直営でも今のところやってきている状況なんですけれども、今回は、今副委員長がおっしゃったとこ

ろの上の段に、地域包括支援センターを外部委託することができれば、こういった補助金も給付されるというところもありまして、直営でやるよりはそちらのほうがメリットがあるという、財源的にもメリットがあるということで、委託のほうはどうかというようなことで検討してきたというような内容でございます。

○設楽健夫副委員長

この委託というのは、社会福祉協議会への委託なんですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

これからプロポーザルで業者選定、公募をかける形で業者選定をいくというような内容でございます。

○服部栄一委員

民生委員のところです。霞ヶ浦地区はピソ天神が委託されていたと思うんですけども、私、生活保護の申請した覚えがありますけれども、そのほかにこの事業というのはどういうことがあるんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

介護のサービス利用、介護の申請、あと、資料にも書いてありますが、高齢者への虐待防止の業務を行っております。そして、権利保護、認知症などにかかってしまった方の、おひとり暮らしなどの場合ですと非常に厳しい状況になりますので、その権利を保護するために、成年後見制度を活用した事業を適用して高齢者を保護していくというような内容になります。こちらが直接的な地域包括支援センターの業務になります。

それに加えて、委託理由の中に書いてあります4つの事業が、新たに平成30年度から加わってきているということでございます。

○久松公生委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

次に、（7）です。かすみがうら市子ども計画（仮称）策定に伴う意見公募の実施についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

こちらにつきましては、子育て支援課の関課長から説明をさせていただきます。

○子育て支援課長（関 克明君）

かすみがうら市子ども計画（仮称）に伴う意見公募の実施についてご説明をいたします。

最初に、計画の位置づけになりますが、子ども計画につきましては、子ども基本法の規定に基づき国が作成している子ども大綱等を踏まえ、今後の子ども施策を総合的に推進するための取組を定めることとなっております。今回は、下の図におきまして関連していた個別となっている法律、子ども基本法、子ども大綱、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、それから、県のほうの子ども計画を勘案しまして、一体のものとして策定が可能となったことから、かすみがうら市子ども計画として策定をしているところでございます。

次に、計画の目的につきましては、心身の状況や環境にかかわらず、将来にわたって幸せな生活を送れる社会を実現でき、子どもが一人の個人として尊重され、権利が擁護されるように、子ども分野に関

する様々な施策・事業について、関連部署と連携しながら実施をするところでございます。

計画の内容につきましては、市町村が実施するこども施策に関することとして3点ほど挙げております。

計画期間につきましては、おおむね5年間としております。

対象としましては、本計画では、こどもの範囲はおおむね30歳未満としております。

計画の策定につきましては、令和5年度、令和6年度において、ニーズ、意向調査を実施し、意見公募を実施いたします。令和6年12月下旬を予定しております。その後、計画策定・公表につきまして令和7年3月を予定しております。

次のページにつきましては、計画の骨子の一部を示しております。

こどもを巡る環境の中でこどもの権利の尊重として、近年ではこどもの貧困、虐待、ヤングケアラーといった新たな課題が顕在化となっております。

そのほか、計画に当たっての課題、基本理念、方針を示しております。

最後のページにつきまして、意見公募の内容を示しております。

案件名、趣旨につきましては、先ほど話をした内容でございます。計画につきまして市民の皆さんに公表し、意見を募集するものでございます。

募集期間としましては、令和6年12月下旬から令和7年1月上旬を予定しております。

意見募集の対象、提出方法などによりまして、意見公募の実施をする予定でございます。

また、議会等につきましては、11月21日、全員協議会にも報告を予定しているところでございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

次に、(8)放課後児童支援員等処遇改善事業の未払いについてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

こちらの内容につきましては、子育て支援課長の関課長からお願いします。

○子育て支援課長（関 克明君）

それでは、放課後児童支援員等処遇改善事業の未払いについて、ご説明をさせていただきます。

最初に、事案の概要になります。

令和4年2月から9月までの間、全額国の補助として放課後児童支援員等を対象に、月額9,000円の給与引き上げ措置が講じられ、市では、同事業を実施した委託事業者へ補助金として支払いを行いました。

令和4年10月以降も、賃金改善の水準を維持するため、子ども・子育て支援交付金により、放課後児童支援員等処遇改善事業として同様の措置が講じられております。

市の委託事業者から当該支援措置について問合せがあった際に、前児童館長は、児童クラブ運営委託事業費全体の中で支援員の処遇改善を図ることが可能であると判断し、当該支援措置はない旨、回答をしましたが、委託事業者においては、当該支援措置を認識していたため、放課後児童支援員へ独自に処遇改善費の立て替え払いをしておりました。

一方、市は、処遇改善事業に係る事業計画書及び実績報告の提出を委託事業者へ求め、国及び県へ交付金を申請し、歳入で財源として受け入れていたが、市からは委託事業者へ支払いを行っていませんでした。

令和6年9月2日、委託事業者本社からの指示を受けて、委託事業者の現担当者が、令和5年4月から令和5年9月分の交付金が振り込まれていないとの申出があり、市において事実確認を行ったところ、当該事案の把握をするに至りました。

次に、事案の経過でございますが、令和6年9月2日、令和5年4月分から9月分のほかに、令和4年10月分から令和5年3月分まで未払いであることを確認しております。

令和6年9月3日から10月9日にかけて、前児童館長への聞き取り調査を実施しておりまして、前児童館長につきましては、支払っている児童クラブ運営委託料の経費の一部として処遇改善費を流用できると誤った考えの下、独自の判断で委託事業者へ説明したことを確認しております。

さらに、県へ本事案を報告し、未払い分を支払えば交付金の返還の必要はない旨、回答を受けております。

さらには、本日の文教厚生委員会での報告、全員協議会での報告、記者発表の予定となっております。

次に、委託事業者への支払い状況になりますが、未払い額としまして合計で389万7860円となっております。

さらに、委託事業者への支払い時期でございますが、令和6年11月21日の全員協議会で説明をした後に支払いを予定しております。

次に、事案発生に至る背景でございますが、前児童館長が、処遇改善費に関する内容を正確に理解していなかったこと、また、上司や交付金担当者に相談や意思疎通が図られていなく、独自に判断したこと、さらに、委託事業者へ処遇改善費を支払っていないにもかかわらず、国及び県に対し、支払ったとする交付金の実績報告を行った不適切な事務処理が要因と思料されます。

最後に、再発防止策でございますが、所属内の業務及び所属職員の業務の進行状況を把握し、日々の打合せ等を通じて、交付金の補助対象経費の事業者への支出について、交付金担当者とは別の職員がチェック、確認などを行い、所属内の連絡事項の徹底、職員間の意思疎通を図ってまいります。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

これは、委託業者のほうからの再三による指摘があったわけですよ。ここに国及び県に対して、支払ったとする交付金の、これは虚偽の実績報告を行ったって書いてありますよ。こういうことがなぜ起きるんですか。

○子育て支援課長（関 克明君）

決裁回覧時は、もちろん職員での確認でございますが、チェック漏れや、確認不足があったかと思われます。

○設楽健夫副委員長

確認不足といっても、その前のところでは、前児童館長は支払っていないわけですよ。にもかかわらず、虚偽の交付金実績報告書が出るというのはどういうことなんですか。この児童館長はこの実績報告を見ていないんですか。

○子育て支援課長（関 克明君）

前児童館長におきましては確認をしていたとは思いますが、ただ、その前児童館長の中では、毎月委託業者に支払っているその委託料があるんですが、その中で流用や運用ができるというような判断をしたと思います。さらに、その補助金につきましては、申請して市の歳入になってくるというような判断の下の考えだったと聞いております。

○設楽健夫副委員長

これは、あくまでも委託事業者の再三にわたる支払い請求からこのことが発覚したということですよ。その意味では、交付金申請をしてお金が下りてくると。市の会計は何をやっていたんですか。そこから支払いが行われていない。虚偽の実績報告を行った。前回もこの担当者、児童館長、その虚偽の報告書に判子を押しているわけでしょう。何でこんなことが起きるんですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

副委員長のおっしゃるとおりなんですけれども、事務担当としては、補助金申請する担当の者がいて、あとは、業者とのやり取りをする担当が館長だったというような状況があって、事務担当の者が、作成する担当のほうでは、補助金が、もう請求するために請求の書類を作って、館長は館長で、業者とのやり取りの中で、その運営費の中でのめるといような認識の下でやり取りしたといような事実があるんですけれども、あとは、結果的には、その担当者が補助金の申請書類を作ったときに、館長は決裁を押して、その補助金の申請内容を把握しているはずですので、それをきちんと払わなかったのが悪かったといようなところですよ。事務の総体的な管理ができていなかったといようなところなのかなと思います。

○設楽健夫副委員長

この管理責任者は誰なんですか。誰といつか、担当者がいると。申請をする担当者、支払いをする館長、それを管理する人はどこなんですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

組織としては、この上に子育て支援課長がいたという状況です。

○設楽健夫副委員長

子育て支援課長は、そういうことを見ていないということですよ。

○保健福祉部長（羽成英明君）

そこまで把握できなかった。

○設楽健夫副委員長

把握できないとかそういう言い方をしないでください。業務ですから。業務不履行ということになるでしょう。把握できなかったとか、理解できなかったとか、そういうものを防ぐためにどういことをしているのかですよ。払わない、金は下りてくる、ストックされている、虚偽の報告書が出る。何をやっているんだという話になりますよ、誰が見たって。その子育て支援課長がその両担当者を見ていると。ということは、その子育て支援課長は何もしていないということだよ。その子育て支援課長を管理しているのは誰ですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

それは保健福祉部長です。

○設楽健夫副委員長

保健福祉部長もその実務管理をしていない。課長もしていない。担当者は自分の仕事はするけれども、それが支払っているかどうかも見ない。担当者は自分の思い込みで、そんなものは支払いませんよとい

うことを業者に平気で言ってしまう。どうしようもないんだ、これ。誰も責任を取らない。

これで、ここに再発防止策ってあるけれども、無責任体制の克服ですよ。こんな格好いいものじゃないですよ。日々の打合せをどうのこうの。日々の打合せをしたって分からないんだから。何でこういうことになるかですよ。

○保健福祉部長（羽成英明君）

副委員長のおっしゃるとおりでございます。ただ、今回の制度については、担当者が、それをやった館長についてはその制度の理解をしていなくて、あと、その補助金を申請した者もただ申請しているだけになっているし、あと、現課の課長なり、部長なりもその状況になっていますので、特に今回の案件については、その処遇改善加算という処遇改善の費用については、国からの通知も来ています。こういうことでやりなさい、補助金制度もあります。それで、令和4年10月からは、同様のもので、今度は委託金というんですか、交付金のほうに制度も変わっています。

なので、その時々でそれぞれの方がちゃんと把握をして、これはこうなっているんだよねというようなことを確認をしながら進めていけば防止できたと思いますので、特に制度改正があるに当たっては、保健福祉部全体でもそういったものを把握しながら、注意すべきは注意して、意思疎通を図っていなければ、その部分については情報共有して、ここはこうなんだろうというようなことで努めて、ミスがないように体制をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○設楽健夫副委員長

市長公室の会計担当者はどこで把握しているんですか。どういうふうな把握をしていたんですか。お金の資料は全部ここで見ているわけじゃないんですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

会計担当とか財政担当のほうについては、その内容については細かいところ、個別のところまではなくて、あくまでも現課のほうからの発信主義的なところがございまして、現課のほうでの処理がまずかったというような内容でございまして。

○設楽健夫副委員長

市長公室も見ない。部長も見ない。課長も見ない。担当者が間違った把握をする。最後は何かといたら、処分と異動だと。処分だってやられていられなくなりますよ、こんなことやっていたら。

だから、全体の、こういうことが起きないようにするには、もう市長公室会計責任者、部長、課長、担当者まできちっとやはりマネジメントとしてチェック機構を機能させて、間違える場合はあるんですから、それがすぐ是正されるようにしないと、人も育っていかないし、職員もこれで処分だ異動だ、結果として。そんなものを繰り返していたら、この職場はよくなりませんよ。

○保健福祉部長（羽成英明君）

副委員長のおっしゃるとおりだと思います。こちらのほうでもそういった点を、特に制度改正なり、国の情報というのは、今、子育て支援の部分というのはかなり国のほうでも力入れているので、制度改正も多くあるんです。制度改正が多いからやらないわけじゃなくて、そういうときだからこそ改めて共通理解、それぞれの職員も持ちますし、上司としてもそういったのを把握しながらトラブルがないように進めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

しっかりやってください。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

なければ、本件を終結いたします。

次に、(9)市立やまゆり保育所民営化に伴う進捗についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長(羽成英明君)

こちらについては、やまゆり保育所長であります山本副参事のほうから説明をさせていただきます。

○子育て支援課副参事(山本好徳君)

市立やまゆり保育所民営化に向けた進捗についてご説明いたします。

まず初めに、1番、公募概要について。

かすみがうら市立保育所運営計画に基づき、保育所の効率的な運営と保育サービスのさらなる充実を図るため、公立保育所の移管による運営事業者を募集します。

開所予定日を、令和8年4月1日とします。

2番、応募条件について。

公立の施設をそのまま利用するほか、運営法人自らが当該保育所を管理運営できる社会福祉法人や学校法人等である。現に幼児教育・保育等施設を管理運営していることを条件とします。

3番、移管条件について。

運営法人自らが、当該保育所を管理運営すること。

保育所用地については、市と運営法人で使用貸借契約を締結し、当初3年間は無償貸与とする。

契約期間終了後、良好な保育運営を行っていることを市が確認した場合には、市と運営法人で協議の上、無償譲渡契約の検討を行う。

無償譲渡された保育所用地は、保育所運営の目的以外には使用することはできない。

建物、その他の工作物及び備品については、一部のリース備品を除き、市と運営法人で譲渡契約を締結し、無償譲与とする。ただし、無償譲渡契約は、市議会の議決を得た後に締結し、議会の承認を得られない場合は、移管手続が一時停止することがある。

リース備品については、別途協議する。

建物等については、移管日の現状をもって運営法人に引き渡すものとし、移管後に発見された隠れた瑕疵については、市は一切責任を有しない。

譲与された建物等は、保育所運営の目的以外には使用することはできない。

その他、必要事項においては別途協議とする。

4番、民間保育所開所に伴うスケジュールについて。

令和6年11月15日、公募内容をホームページで公表します。公表から10日間、質疑や現地説明会の受付期間とします。

12月1日には、現地説明会を行います。

その後、12月2日から令和7年1月17日までを申請書受付期間とします。

1月31日に2回目の選考委員会を行います。

2月には、ホームページに事業者の結果公表と議会への報告、保護者説明会を予定しています。

3月には、協定書の締結を予定しています。

令和7年度は、保育の引継ぎや県への事務手続、保育所廃止条例の議会上程、官民保育士の合同保育

期間を設けています。

令和8年4月、民間保育所の開園予定となっております。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○設楽健夫副委員長

実際の公募の見通しは立っているんですか。名前はいいですよ。

○子育て支援課長（関 克明君）

今後、公募内容の公表をいたしますので、そのタイミングで市内の民間事業者などに、この事業の内容を、ご紹介や周知などを行ってまいりたいと考えております。

○久松公生委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午前11時10分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午前11時15分]

次に、(10) かすみがうらウエルネスプラザ指定管理についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

大変お疲れさまです。

かすみがうらウエルネスプラザの指定管理についてでございます。

ウエルネスプラザにつきましては、令和2年度より指定管理者制度を導入しまして、令和6年度で5年目を迎えますので、一応、指定管理者の終了ということになってございます。令和7年度からにつきましては、その指定管理の終了ということの検討も含めまして、状況について担当の健康増進課長より説明申し上げます。

○健康増進課長（渡邊有美君）

健康増進課、渡邊です。よろしく願いいたします。

かすみがうらウエルネスプラザ指定管理についてご説明いたします。

かすみがうらウエルネスプラザ指定管理委託が令和6年度で5年目を迎え、終了となります。令和7年度からは、貸館事業を含むウエルネスプラザ維持管理については市直営管理とし、また、トレーニングルームについては、専門的な知識を要することから業務委託により継続することで、利用者のサービス低下を招くことなく、継続ができるように考えているところでございます。

施設の概況、過去3年間の利用状況、指定管理経費につきましては、お手元の資料をご参照ください。

なお、現在、休館日については、当施設の状況を踏まえ検討中でありまして、また、トレーニングルームの終了時間についても、利用者状況を把握しながら検討している状況です。

今後のスケジュールとしましては、11月21日に開催予定となっております全員協議会でも説明を予定

しているところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

指定管理をほかでも廃止する。新しく指定管理制度を入れる、これは地域包括支援センターという話で、あるところはやめる、あるところはやる。

そこで、このウェルネスプラザの指定管理、決算書の中でも指定管理者事業報告書というのが出ています。実際のこのウェルネスプラザの事業を、今までの事業管理者は何人で何を担当して何をやっていたのか。今後、職員のほうで内製化していくという場合に、今もトレーニングルームは委託するとありました。それで、施設の管理は職員でやっていくといった場合に、今までは株式会社フクシエンタープライズがどういうふうに使っていたのか。今後はどういうふうな分担になっていくのか。市職員とトレーニングルームの担当者との関係も、やっぱりきちっと制度設計をしていく必要があると。

もう一つは、経費もかかるでしょうから、株式会社フクシエンタープライズの収支決算があります。それと、今後、内製化していくと、人件費は人件費としてやっていくんでしょうけれども、あとトレーニングルームはどれぐらいの経費で、経費の比較表が必要です。同じようにやっていけばですよ。サービス内容は、今の話を聞くと当面変えないというふうになっていますから、そういう指定管理から内製化、一部委託、そういうもののやはりどういうふうに移行していくのかという制度設計表をつくっていく必要があると。同時に、経費です。経費比較表が必要になってくるということです。先ほど土日はどうするのかというのもありましたけれども、それ含めて。

プラス職員の教育が必要です。今まで株式会社フクシエンタープライズに委託して任せていた。職員は、じゃ、今後どういう仕事が発生してくるのか。どういう管理が必要になってくるのかということの、そういう全体の体系的な制度設計書が。あと職員の教育。これは市民課のほうでお客様に対する満足度ということでのものをしていましたけれども、そういうことを含めて職員教育をしっかりやらないと、はい、そこに入りましたと、じゃ、どうしたらいいんだでは駄目だよ。予行演習も必要だし。何回も何回もやって、市民サービスがさらによくなったというふうに言われるようにしないと。

先ほども話しましたが、前に指定管理制度の導入についてということで、平成19年だけ、ということで、その趣旨を含めて、住民サービスをさらに改善していくためにというふうにあった。今回はその逆を行くわけだよ。そういうものが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

委員の質問にお答えします。

経費の比較表は、今現在、予算の査定中でありまして、今つくっている段階のところでございます。制度設計についても、市直営の部分の職員数が何人必要かですとか、あとは、委託の部分のトレーニングルームに何人その指導者が必要というところは、今の段階で、株式会社フクシエンタープライズのほうに相談しながら設計を立てているところです。

人材についてもやはり総務課職員担当のところがありますので、そこと協議しながら、人員配置ですとかその辺も今検討中のところで、ただ、まだ表にして設計をしてそれを提示するところまでっていない段階なので、協議中の内容を比較表という形につくっていく必要性を、今、副委員長のお話を聞いて思ったところでございます。

○設楽健夫副委員長

大きな体制が変わりますから、何回か机上プランで訓練をしていくことが必要だと思いますけれども、それで、先ほども違うところでも同じような話をしたんですけれども、会計年度任用職員を使うという話が出てきたんですよ。会計年度任用職員を使う場合の難しさというのは、元上司に言えないよという声をよく聞く。だから、会計年度任用職員を使うための、いわゆる権限も与える必要があるし、そこをどういうふうによく管理していくのか、評価していくのかということも一つ。職員と会計年度任用職員の運用の仕方も上手にやっていかないと、これはいろんな企業でも、定年で、役職定年とかそういうのがありますけれども、やはり元部長が平になるわけですよ。そのときに課長が部長を使えるかといったら、それはもう異動だとかそういうようなことでいろんな配慮をしながらやるんですけれども、一番難しいところですよ。

だから、そういうことも含めて、新しい体制に移行させていくための丁寧な、恐らく抜け穴も出てきますから、そういう場合にはそれを直ちに修正できるような体制をつくっていくことが、誰でも間違いはやるので、そういうことが必要だなと思います。

あとは、部長、課長、係長のやはり職務分掌表をしっかりとさせて、チェックが、こうしたほうがいいよ、ああしたほうがいいよ、ここはこうすべきだよ、これは間違っているよとか、そんな話ができるような体制つくっていかないと、担当者が一人で寝込んでしまうから、その辺は加えて、職員の教育と管理運営体制についてよろしくをお願いします。

○久松公生委員長

今の設楽副委員長の話もあったし、先ほどのやまゆり館の指定管理のときにも同じような話が出て、今、副委員長のほうから、そういう設計した比較表みたいなものを出してくれという話なんですけれども、その部分にも関わるのかと思うんですが、今までは貸館事業とか何とかというのは、株式会社フクシエンタープライズの何とか。その代わりに今度はこういうふうになりましたというのも、やっぱりしっかり説明してもらって、サービスが衰えないように、だから維持できますよというようなのを含めた、詳しい報告書までは、詳しいに越したことはないでしょうけれども、そういったのをやっぱり提示してもらおう、という意見かなと思うので。

それで、もう一つ、全員協議会では、こういう方向にいきますよというだけの方向で、それ以上は多分突っ込まれないと思うので、文教厚生委員会のほうにそういった細かいところは示してもらって進んでいく必要があるのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

委員長おっしゃられるように、その対比等が分かるような、ちょっと今回の話でも具体的に何がどうだという説明があんまり完璧ではないところもございまして、ちょっと視覚的にも分かるような資料で説明させていただきたいと思います。

○久松公生委員長

それは、全員協議会までということですか。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

全員協議会のときにはお出ししたいと思いますので。

○久松公生委員長

よろしいですか。

○設楽健夫副委員長

実際の移行はいつだっけ。移行が令和7年4月だよね。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

はい。そうです。

○設楽健夫副委員長

だから、具体的にどういうふうにやりますという細かな制度設計表については、出来上がり次第、文教厚生委員会のほうに、来年度でも来年でも構わないと思うので。出しますというふうに言って、全員協議会にこういう形で準備していますという報告で止めておいたほうがいいと思いますよ。まだ、固定化しているあれでもないんで、いろんな意見を聞きながら、基本的にはこういうふうにやります、準備していますと。最終的な制度設計については、後日できる限り早く報告しますと言っておいたほうがいいんじゃないですか。そのほうが、やっぱり完全なものというのはなかなかできないからと思います。柔軟な体制を取っていたほうが、後で責任ある体制が取れると思うんですよ。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。内部資料的なものにつきましては、早々に準備いたしますので、それを基にして、資料提出まではいかなくても、説明自体はある程度は全員協議会のほうでもさせていただきたいとは思っていますので、よろしくをお願いします。

○久松公生委員長

全員協議会のほうにも、やっぱりこういう体制だったけれどもこういうふうになるという大まかな、簡単な、それぐらいはあったほうが、より皆さん、うんってなると思うので、その辺はぜひ用意していただいて、全員協議会のほうにさせていただきたいと思います。

そのほか何かございますか。

○小倉 博委員

ちょっと質問なんですけれども、併設機関ということでかすみがうら市地域包括支援センターが出ているけれども、令和7年4月からは窓口はどこですか。それとも、この名称はそのままもうウェルネスプラザにはない。

○健康増進課長（渡邊有美君）

委員のご質問にお答えいたします。

建物自体の名称は、そのままかすみがうらウェルネスプラザに継続になるところで、先ほど地域包括支援センターのところ、ここの直営が入っている事務所なんですけれども、そこは削られていくのかなというところだったりします。

○久松公生委員長

そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。

[午前11時32分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開します。 [午前11時33分]

初めに、生涯学習課の市立図書館の開館時間の変更についての取下げについての説明を求めます。

○教育部長（加藤洋一君）

ご苦労さまです。

今回、教育委員会としましては、2件の議題を説明する予定でしたが、市立図書館の開館時間変更については、来年度から霞ヶ浦コミュニティセンターの空調等の工事が予定されており、図書館の開館についても不確定な部分がございます。改めて内部で協議をして、今回は変更見送り、再度検討するという考えに至ったことから、説明のほうは取下げさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○久松公生委員長

ありがとうございます。

それでは、今のに対して、委員の皆さんよろしいですね。

それでは、(11) 富士見塚古墳公園展示施設の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（加藤洋一君）

富士見塚古墳公園展示施設の廃止についてご説明いたします。

当施設につきましては、令和7年3月末をもって閉館とし、その後は民間活用を図っていくこととしております。

詳細は、生涯学習課、乾課長よりご説明いたします。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

それでは、資料に基づきまして、富士見塚古墳公園展示施設の廃止の内容についてご説明をさせていただきます。

当施設、富士見塚古墳公園展示施設につきましては、平成6年に建築されて以来30年が経過し、利用者数も少ないことから、施設を廃止することとしております。

2022年、令和4年3月に策定された公共施設マネジメント計画（第1期実行計画）の39ページに記載がございますけれども、機能移転に併せ解体との方針でありましたが、民間の方から借用し、利用したいとの申出があったことから、解体をせずに民間活用を図っていくこととしております。

現在、当施設の管理業務等をシルバー人材センターへ委託しているところでございますけれども、本年12月末で委託業務契約が満了となり、令和7年1月から3月までの期間を休止し、令和7年3月31日をもって廃止をし、施設廃止後につきましては、公募等の手続により民間活用を図っていくこととしております。

資料の2の富士見塚古墳公園展示館施設概要でございますけれども、所在地はかすみがうら市柏崎358の1、構造が木造二階建て、延べ床面積が215.31平方メートルの施設となっております。現在の開館時間は午前9時から午後4時30分までとなっており、祝日を除く月曜日が休館日となっております。なお、入館料は無料の施設となっております。

3の利用実績でございますけれども、直近、令和5年度の年間利用者数は、古墳公園が3,651人、展示館1,983人、計5,634人となっております。

資料の2ページになります。

廃止に向けたスケジュール（案）についてでございますけれども、これまでの経過といたしまして、本年6月28日、文化財保護審議会において施設廃止方針の説明を実施しております。10月29日、定例教育委員会において廃止方針の説明、10月31日に部長会議での説明、11月5日、庁議においての説明、11月12日、本日でございますけれども、文教厚生委員会における説明、11月21日に全員協議会での説明を予定しております。

また、12月、議会第4回定例会において、施設内展示物等の移転に係る経費の補正予算を提出させていただきたいと考えております。12月末にシルバー人材センターの管理業務委託が完了し、同じく12月に市民等へ施設休館についての周知を開始したいと考えております。

令和7年1月富士見塚古墳公園休止から、その後、委託契約締結後に、3月までの間に展示品の搬出を計画しております。3月、議会7年第1回定例会に施設廃止に係る条例案を上程させていただきまして、3月末に施設を閉館、民間活用を図っていくこととなります。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○小倉 博委員

展示施設の廃止ということで、富士見塚古墳公園についてはそのまま残す、駐車場関係なんかも大丈夫なんでしょうか。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

副委員長おっしゃるとおり展示館施設のみの廃止で、その他、駐車場並びに上の富士見塚古墳公園のほうは今までどおり存続するという計画となっています。

○小倉 博委員

建物のみね。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

はい。

○設楽健夫副委員長

民間委託というのは、具体的に引き合いが来ているのはどういう団体ですか。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

実は、ちょっとその辺詳しくは、当方の担当課のほうで伺っていない状況です。そういう申出があったということのみ伺っているという状況です。

○設楽健夫副委員長

これから。よかったとは思いますがけれども。

あと、あそこの古墳は廃止にするということはないんでしょう。ちゃんと草刈りだとか、そういう維持管理はこれ以降も続行するというので理解してよろしいですね。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

上の富士見塚古墳公園のことと理解しますがけれども、今までどおり維持管理のほうは行っていくという計画です。

○久松公生委員長

でも、民間委託となっても管理費とかはこちらでというような理解でいいんでしょうか。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

今、委員長が、建物のことの委託ということだと思っておりますけれども、建物の今後の取扱いについては、今後、民間への活用ということを計画しておりますので、取りあえずはそこは閉館となりますので、その管理委託については取りあえずはなくなるというような理解かと思っております。

○設楽健夫副委員長

文化施設としての今の施設は使うということで、農業倉庫になるとかそういうことではないですね。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前11時42分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午前11時43分]

○設楽健夫副委員長

あそこに、古墳、見に来る人の駐車場とトイレ、これはどこが管理するんですか。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

富士見塚古墳公園を見に来る方の駐車場とトイレはというお話ですが、駐車場は今までどおり、うちのほうでいきますところの歴史博物館のほうで管理をしていくような形になるかと思うんですが、建物自体を廃止しますと、トイレがあの建物と一体となっておりますことから、取りあえずトイレのほうは使用はできないような形になってくるかと考えます。

○久松公生委員長

トイレ、使用できない。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

ほかにちょっとトイレがございませんので。

○設楽健夫副委員長

トイレを使用できるようにはできないんですか。来た人は求めるよ。その辺はちょっと検討してください。

○久松公生委員長

結局、展示が廃止で、そういうシルバーの人材の委託も廃止で、今後は民間の活用が決まるまでは廃止、誰もいないというふうな意味ですよ。ちょっと答弁お願いします。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

令和7年3月31日をもって施設を廃止しますので、建物自体を戸締めするような形になるかと思いますので、事務所への、あと展示館への入り口含めトイレについても入館できないような形を取らざるを得ないかなと考えます。

○設楽健夫副委員長

最後にしますけれども、今までと、今回、閉所していく。古墳の整備、管理は行っていく。駐車場も行っていくというふうにしていったときの、コストの比較表を出してもらいたいんですけれども。まだ、何で閉館するのかよく分からないので。

○久松公生委員長

資料の上書いてある。

○設楽健夫副委員長

書いてあるんだけど、いま一つ、金銭的な問題なのか、文化的な価値がなくなったからそうするのか。ここには書かれていないから。そういう意味では、いわゆるコストカットの一環でそういうふうにしていくというふうについては、あまりにもやっぱり短絡的過ぎると思うし。

だから、それで今後あそこの管理がどうなっていくのか。今までと今後。シルバー人材センターの管理というふうになっていますけれども、それがどうなっていくのか。そういう管理で経費もかかったでしょうから。駐車場の管理、古墳の維持管理、建物の維持管理があったわけでしょう。それがどういうふうになっていくのか。そのそういう設計表を出してください。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

令和7年3月末で廃止した場合、今、富士見塚古墳公園展示館の管理のほうをシルバー人材センター

に委託していたわけですが、その他、建物に関する経費の分が、経費としてその分が削除になっていくような形になりますので、その辺の金額の書かれた資料を提示させていただくようにしたいと思います。

○設楽健夫副委員長

続行していくものは続行していくものとして、お願いします。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

はい。

○久松公生委員長

そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご質問ないようですので、本件を終結いたします。

ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午前11時47分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開します。 [午前11時49分]

(12)、次に、歴史博物館協議会委員の推薦についてを議題といたします。

協議会委員の任期につきましては、令和7年1月1日から2年間となっております。

ここで暫時休憩いたします。 [午前11時49分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前11時49分]

ここで、どなたか1名ご推挙いただけますでしょうか。

○服部栄一委員

設楽副委員長を推薦いたします。

○久松公生委員長

ただいま服部委員から設楽副委員長を推薦するのご意見ございました。

お諮りいたします。

服部委員からのご指名のとおり、設楽副委員長を推薦することご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市歴史博物館協議会委員に設楽副委員長を推薦することで議長に報告いたします。

次に、(13) 中心市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会委員の選任についてを議題といたします。

本検討委員会は、新規に設置されるものであり、要綱も提出されておりますので、お目通し願います。

ここで暫時休憩いたします。 [午前11時50分]

○久松公生委員長

それでは会議を再開します。 [午前11時51分]

○設楽健夫副委員長

ここは、委員長にお願いしたいと思います。

○久松公生委員長

では、この検討委員会の資料を見ますと、委員長の推薦が依頼されていることもありましたが。また、今、設楽副委員長の言うように、私を推選することがありましたので、それに対してご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

じゃ、ご異議なしと認めます。

それでは、中心市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会に、委員長の私を推選することで議長に報告いたします。

それでは、その他でございますが、ここで最後に1件、議題を追加いたします。

図書館概要についてであります。

本件は、本市図書館千代田分館が千代田コミュニティセンターへ移転することに伴い、蔵書環境に変更が生じていること等について、担当部局に説明を求めるものであります。

ここで執行部の入室のため、暫時休憩いたします。 [午前11時52分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前11時53分]

それでは、図書館概要についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○教育部長（加藤洋一君）

それでは、概要についてご説明いたします。

現在、図書館は、霞ヶ浦コミュニティセンター内で業務を行っているほか、本年7月から千代田コミュニティセンターの開館に伴いまして、千代田公民館から移転をし、千代田分館として市内2か所において貸出し・閲覧業務を行っております。

詳細は、生涯学習課、乾課長よりご説明いたします。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

それでは、図書館概要についてということで、資料に基づきご説明させていただきたいと思います。

先ほど部長からありましたように、現在のかすみがうら市の図書館の体制でございますけれども、霞ヶ浦コミュニティセンター内の図書館本館と千代田コミュニティセンター内の図書館分館の2か所において、図書の閲覧・貸出しを行っております。

資料の一番左のほうに図書の貸出冊数等でございますけれども、図書館本館における直近の令和5年度の貸出しの人数につきましては2万1598人、貸出冊数としましては8万2172冊となっております。令和3年度の実績と比較した場合には、人数にして4,554人の増、貸出冊数としましては1万406冊の増となっております。

次に、図書館分館の利用状況でございますけれども、同じく直近令和5年度の貸出人数としまして1,325人、貸出冊数は3,459冊となっております。令和3年の実績と比較した場合は、人数にして266人の増、貸出冊数につきましては407冊の減となっております。

資料2番の蔵書数でございますけれども、令和6年10月31日現在の数字で申し上げますと、図書館本館の蔵書数は合計11万5905冊となっております、内訳としまして、一般図書の開架図書冊数が4万4887冊、

閉架図書冊数が4万2855冊、計で8万7742冊となっております。児童・絵本につきましては、開架図書としまして1万7151冊、閉架図書といたしまして1万1012冊、計2万8163冊となっております。

図書館分館のほうでございますけれども、蔵書数の合計は1万7420冊となっております、内訳として、一般図書の開架図書数が6,012冊、閉架図書としまして4,551冊、計1万563冊となっております。児童・絵本につきましては、開架図書としまして4,432冊、閉架図書といたしまして2,425冊、計6,857冊となっております。

なお、米印で記載しておりますとおり、旧千代田図書館から千代田コミュニティセンターへの移転に伴い、それまで開架図書であった6,976冊の書籍を、スペースの関係で閉架図書の扱いに変更となっております。

3の千代田分館の休館・閉館の経過についてご説明いたします。

千代田公民館閉館に伴い、本年、令和6年4月1日から図書館分館を休館し、7月3日から7月19日にかけて移転作業を実施し、7月20日に千代田コミュニティセンター内において千代田分館を開館してございます。

2ページをお願いします。

4の千代田分館配置図及びレイアウトでございますけれども、1階の平面図を上に表示いたしておりますけれども、平面図の上部中央に記載されております来館者出入口を入りますと、向かって左側に事務所があり、向かって右側、入り口正面付近が図書館千代田分館となっております。

平面図の下側が、2階の平面図となっております。平面図の右側、建物の東側になりますけれども、2部屋が閉架図書の保管場所となっております。

なお、閉架図書の扱いにつきましては、図書館内に設置されております図書検索機器で閉架図書の蔵書の内容が検索可能となっております、閉架図書として保管している図書を、書籍を貸出し、利用したい旨の申出があれば、閉架図書の中から職員が書籍を出して、市民等からの閲覧や貸出しに対応しているような状況となっております。

説明は以上となります。よろしくをお願いします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

この前ちょっと行ってきたんですけれども、児童図書は1階なんですよ。一般図書は2階に上げられてしまっているのが実情ですよ。あそこに児童図書というふうに書いてありますから。1階の今の図書室。この事務室ってあるでしょう。児童図書と一般図書ということで2階にあるものを下に下げて、事務室は、この職員室ってあるでしょう。ちょっと狭くなっていますけれども、そこで十分だというんだよ。

それで、教育委員会がここに入っていくんだという話がぼろっと出たんだ。ただ、教育委員会のほうは、FMのほうで再検討というふうになっているから、そのことは千代田コミュニティセンター長にはそういう話は伝えたけれども、やっぱりせっかくここにつくって、一般図書を1階にやっぱり下げて、事務室は、周りも見えるから、この右のほうに旧職員室ってあるでしょう。ここは結構広いから、そこに持っていっても全然差し支えないという話もあったし、ちょっと検討をしていてもらいたいなと思います。

○久松公生委員長

今の副委員長の話なんですけれども、基本的に旧千代田公民館では開架図書扱いだったものが、今回どうして、開架全部じゃなくて、閉架の部分まで来ちゃったということが多分前提な話だと思うので、その辺を含めて。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

まず、閉架図書、しまっている図書の扱いでございますけれども、先ほどご説明させていただきましたように、それまで並べてあった図書が、移転に伴って一部閉架図書が発生していると。あと、一般図書と児童図書なんですけれども、一般図書と児童図書それぞれに開架図書と閉架図書がございます、一般図書につきましても開架図書ということで並んでいる冊数が6,012冊ありまして、児童・絵本につきましても4,432冊が並べてあるというふうになっています。

ただ、しまっている図書のほうが、一般図書が4,551冊で、児童・絵本につきましても2,425冊が閉架図書ということでしまわれているような状況ということになっております。

あと、場所の関係につきましては、千代田コミュニティセンターの所管が、市民部の建物、管理のほうで所管になっておりまして、移動に際しましては、そちらの協議の中であの場所を一応設定されて、そこに図書館を設置したという経過がございます、そのような状況となっております。

自分のほうからは以上です。

○久松公生委員長

設楽副委員長も検討をしてくれということなので、そういうところも含めて検討してくれという話なので、その辺に関しては、部長、どうでしょうか。

○教育部長（加藤洋一君）

今、課長からもございましたとおり、教育委員会としてこの場所を決められるということではございませんので、先ほどあった地域コミュニティ課や、政策経営課との協議も必要になってきます。

ただ、先ほど事務室という話もございましたけれども、事務室については、市民の窓口の業務が今後行われるということも聞いておりますので、事務室を使うというのは少し難しいかなと思っております。

また、教育委員会が千代田コミュニティセンターに移るという話も、今、特別委員会が設置をされて調査を継続中だということもございますが、一応、市の方針としては教育委員会が千代田コミュニティセンターに行くということになっておりますので、我々としてはそれに基づいて進めていくということになりますので、ご意見はご意見として伝えさせていただきます。

○設楽健夫副委員長

事務室の増員というのは何人なんですか。

○教育部長（加藤洋一君）

申し訳ございませんけれども、把握はしておりません。

○設楽健夫副委員長

どこが入ってくるんですか。

○教育部長（加藤洋一君）

市民の窓口です。それぞれ庁舎の窓口業務があると思うんですけれども、そういったところが入ってくるというふうには聞いております。その中で何人というのはちょっと分かりません。

○設楽健夫副委員長

千代田庁舎の事務担当というのは何人ですか。

○教育部長（加藤洋一君）

把握しておりません。申し訳ございません。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 0時03分]

○久松公生委員長

[午後 0時04分]

○久松公生委員長

市民窓口ということは、サービスを受けられる、結局、機械も全部、もう出張所的というか、そんな扱いの部署があそこにできるということですか。

○教育部長（加藤洋一君）

そのように聞いております。こういった体制でどのような機能というのは、分かりかねます。

○久松公生委員長

住民票とか、お金の納めとか、あとはそういったことですよ。相談もそうでしょうけれども。

この議題ですけれども、千代田分館のときは全部並んでいた。それにもかかわらず人数が、今、出ていますけれども、このぐらいの貸出人数があつて、この辺の本があるというのに近づけるためには、最低でもやっぱり同じような条件にしておくのが一般的だろうと思うところがありますので、そういった意味で設楽副委員長も検討をしてくださいということ。

また、旧志筑小学校跡なので広いですから、有効に活用したらという意味もあつて、多分検討なのかなというのがありますので、部長含め、課長含め、その辺も検討の一つとして進めてもらえばと思うところでもありますけれども、それでいいですよ、まずは。今、部長が言ったように、いろんなところが決まってこないと何とも言えないということもありますけれども。

例えば、私個人的には、やっぱり同じに並んで、今までは全部開架だったのにもかかわらずこの人数なので、もう多分それ以下とかになる可能性は非常に高い。それも考えられると思うし、やっぱり借りに行った側から考えると、やっぱりいっぱいあつたほうが、見て触れて何とかって、あそこいいねというふうに広がるんじゃないかというのがありますので、やっぱり市民サービスの一つとして、あと、メインのコミュニティの場所としても有効に使ってもらいたいと思いますので、その辺はぜひ検討していただきたいと申し添えさせていただきます。

そのほか。

○設楽健夫副委員長

市民目線で考えてもらいたいということ。教育委員会という話もありましたけれども、教育委員会のほうは千代田庁舎にという話が、調査特別委員会では駐車場含めて再検討つてなっていますけれども、もしここに何かが入ってくるにしても、A、B、C、Dというところがら空きですから、上の図書館を並べたにしても、この辺は市民部のほうと調整してもらって、あとFMのほうとも調整してもらって。何も教育委員会が旧職員室に入るなんていう、この狭いところに入ってもしょうがないと私は思いますけれども、下のほうにはA、B、C、Dと空いていますから、そういうことも含めて、やっぱり市民目線で、委員長、今、言われましたけれども、やっぱり市民の人たちが本を見て、そしてあそこで閲覧、テーブルなんかで会話をしたり、そういうことが必要になってきていると思うし、年寄りも若い人も来て、あそこで使えるようにするのが基本でしょうから、よろしくお願いします。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご質問ないようですので、本件を終結いたします。

ありがとうございました。

以上で本日の日程事項は全て終了しましたが、そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ないようですので、委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

長時間にわたりましたが、何とか無事終わりました。

以上で文教厚生委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 0時08分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 久 松 公 生